

青 第 3 6 5 号
平成 24 年 9 月 3 日

埼玉県青少年健全育成審議会
会長 高橋 史朗 様

埼玉県知事 上田 清司

有害図書等の指定について（諮問）

埼玉県青少年健全育成条例第11条第1項の規定により、別記の図書を有害図書等として指定したいので、同条例第25条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

図書審査表

判定内容

A・・・青少年の健全育成を阻害するおそれがあり、指定すべきもの

B・・・指定するにいたらないもの

諮詢番号	図書等の名称	発行所	判定結果	備考
1204	図解アリエナイ理科ノ教科書 改訂版	株式会社三才ブックス		
1205	図解アリエナイ理科ノ教科書 II B	株式会社三才ブックス		
1206	図解アリエナイ理科ノ教科書 III C	株式会社三才ブックス		
1207	図解アリエナイ理科ノ工作	株式会社三才ブックス		
1208	図解アリエナイ理科ノ実験室	株式会社三才ブックス		
1209	新版アリエナイ理科	株式会社三才ブックス		

埼玉県青少年健全育成審議会に諮問する図書の概要

諮詢番号	名称	種類	図書番号等	発行所	概要	理由
1204	図解アリエナイ理科ノ 教科書改訂版	雑誌	雑誌 64177-87	株式会社三オブ ックス	<input type="radio"/> 毒物や武器の作成方法等 <input type="radio"/> 刺殺にあたって効果的な 部位等を解説	犯罪や自殺に応用可能な薬物や 武器等の作成方法等が解説されて おり、青少年の健全な成長を阻害す るおそれがある。 ※認定基準2(3)イ
1205	図解アリエナイ理科ノ 教科書II B	雑誌	雑誌 64178-29	株式会社三オブ ックス	<input type="radio"/> 毒物や武器の作成方法等 <input type="radio"/> 市販の毒劇物の活用法等 <input type="radio"/> 感電可能な物の作成方 法等を解説	犯罪や自殺に応用可能な薬物や 武器等の作成方法等が解説されて おり、青少年の健全な成長を阻害す るおそれがある。 ※認定基準2(3)イ
1206	図解アリエナイ理科ノ 教科書III C	雑誌	雑誌 64179-47	株式会社三オブ ックス	<input type="radio"/> 毒物や武器の作成方法等 <input type="radio"/> 毒草の入手・栽培・毒の 抽出方法等を解説	犯罪や自殺に応用可能な薬物や 武器等の作成方法等が解説されて おり、青少年の健全な成長を阻害す るおそれがある。 ※認定基準2(3)イ
1207	図解アリエナイ理科ノ 工作	雑誌	雑誌 64178-67	株式会社三オブ ックス	<input type="radio"/> 危険物の作成方法等を解 説 <input type="radio"/> 火炎放射器の作成方法等 を解説	犯罪や自殺に応用可能な薬物や 武器等の作成方法等が解説されて おり、青少年の健全な成長を阻害す るおそれがある。 ※認定基準2(3)イ

諮詢番号	名称	種類	図書番号等	発行所	概要	理由
1 2 0 8	図解アリエナイ理科ノ 実験室	雑誌	雑誌 6 4 1 8 0 - 6 3	株式会社三才ブ ックス	<input type="radio"/> 毒物や武器の作成方法等 を解説 <input type="radio"/> 毒草の入手・栽培・毒の 抽出方法等を解説	犯罪や自殺に応用可能な薬物や 武器等の作成方法等が解説されて おり、青少年の健全な成長を阻害す るおそれがある。 ※認定基準2（3）イ
1 2 0 9	新版アリエナイ理科	雑誌	雑誌 6 4 2 4 1 - 8 7	株式会社三才ブ ックス	<input type="radio"/> 火炎放射器の作成方法等 を解説 <input type="radio"/> 指紋を検出されにくくす る方法等を解説	犯罪や自殺に応用可能な薬物や 武器等の作成方法等が解説されて おり、青少年の健全な成長を阻害す るおそれがある。 ※認定基準2（3）イ

埼玉県青少年健全育成条例（抜粋）

第3章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

（有害図書等の指定及び売買等の禁止）

第11条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 (略)

3 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定された図書等（前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

（有害図書等の陳列の制限等）

第11条の2 図書等取扱業者は、前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

3 (略)

（審議会への諮問）

第25条 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

- (1) (略)
- (2) 第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定により指定をしようとするとき。
- (3)～(5) (略)

2 (略)

埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抜粋）

2 条例第11条第1項の規定に基づく有害図書等の指定、第16条第1項の規定に基づく有害興行の指定及び第17条第1項に基づく有害広告物に係る措置命令の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
ア～エ (略)
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
ア～カ (略)
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
ア 犯罪や自殺を容認し、又は贅美したもの
イ 犯罪や自殺の手段、方法を詳細に描写し、犯罪や自殺が容易に可能なように表現したもの